

児童発達支援センター岐阜市立恵光学園

児童発達支援重要事項説明書

岐阜市立恵光学園における児童発達支援を提供するにあたり、社会福祉法第76条に基づいて、当学園があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

経営事業者の名称	岐阜市
法人所在地	岐阜市司町40番地1
法人種別	地方公共団体（市町村）
代表者氏名	岐阜市長 柴橋 正直
電話番号	（058）265－4141

2 施設の目的と事業運営の方針

施設の種類	児童発達支援センター
施設の目的	障害児の心身の発達の促進とその障害の軽減ならびに保護者への養育援助を目的とする。（児童福祉法第43条による施設）
施設の名称	岐阜市立恵光学園
施設管理者（園長）氏名	安原 善光
電話番号	（058）232－4551
FAX番号	（058）296－0107
事業運営の方針	発達に心配がある乳幼児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、利用児の状況及びその環境に応じて適切かつ効果的な支援を行う。また利用児とその保護者の育ちへの援助を目的とした「親子療育」を実践するとともに、その持っている専門機能を広く地域の障害乳幼児に開放し、関係機関との連携の中で支援の充実を図る。
開設年月日	平成24年4月1日
定員	54人

3 事業実施地域

岐阜市

4 施設の概要

（1）施設

建物	構造	鉄筋コンクリート造2階建
	建築面積	801.20㎡（車庫・物置含む）
敷地面積	1,671.23㎡	

（2）主な設備

設備の種類	室数	面積
発達支援室	6	183.28㎡
遊戯室	1	82.80㎡
遊戯室2（なかよしルーム）	1	33.25㎡
相談室	1	10.22㎡
医務室	1	4.06㎡
静養室	1	8.44㎡
便所	3（1つは調理員用）	61.62㎡
調理室	1	43.67㎡
事務室	1	76.81㎡

（3）職員体制

職種	員数
園長	1
児童発達支援管理責任者	2
児童指導員及び保育士	19

医師・薬剤師（非常勤）	5
事務員	1
栄養士（兼任）	1

○学園バス（2台）の運行と調理業務については、民間業者への委託。

○職員の勤務時間帯（標準） 8：30～17：15

5 学園の開園日及び開園時間

開 園 日	岐阜市の休日を定める条例に基づく休日を除く日
開 園 時 間	8：30～17：15
サービス提供時間（週3～5日）	8：30～16：15（学園バス運行時間を含む）
サービス提供時間（週1日）	10：00～15：00

6 児童発達支援の概要

（1）通常の児童発達支援の内容

種 類	内 容
療育支援	① 健康・生活 ・食事、排泄、着脱を柱に、自分のことが自分でできる力を育てます。
	② 運動・感覚 ・粗大運動とものの操作性を育てます。
	③ 人間関係・社会性 ・大人や他児とのやりとりを育て、人への信頼感を育てていきます。 ・自分の気持ちをコントロールして集団の動きにあわせたり、ルールがわかるなどの力を育てます。
	④ 認知・コミュニケーション ・表情、身振り、ことばで自分の気持ちを相手に伝えたり、相手の話を理解する力を育てます。
	⑤ 認知・行動 ・生活や集団参加の中で、言語の理解や視覚的に理解して行動する力を育てます。
★コドモン連絡帳・療育ノートの記載	通園日の連絡ノートとして記載することを通して、保護者の養育への支援を行うとともに、利用児の記録として活用します。
★健康・保健指導	利用児の健康状態の把握に努め、日常の健康管理について支援を行います。 嘱託医による内科、耳鼻科、眼科健診の他、検尿、歯科健診、視機能スクリーニングを実施します。
給 食	管理栄養士の立てる献立により、栄養と利用児の状況に配慮した食事を提供します。給食による食事支援を通して、道具の使用、摂食、食事のマナーを育てます。
相 談	保護者及びその家族からのいかなる相談にも誠意を持って応じ、必要な支援を行うよう努めます。
個別懇談	利用児の個別支援計画の作成、進路についての相談を中心に実施し、保護者と共通の理解を図り利用児の療育を進めていくことを目的に行います。6か月に1回または保護者の希望により実施します。
★園外活動・行事	園外活動は、学園以外の社会資源を利用して、集団行動や社会的ルールの理解を育てることを目的に行います。 発達支援に必要な各種行事を実施します。 主に学園の療育に参加されている大人以外の家族が療育活動に参加する親子ふれあいデー（年3回）、クリスマス会、ひなまつり会、さようならの会（卒園式）など。 ※親子ふれあいデーの日とさようならの会は、特別行事として通常の支援時間より短くなります。 ※家庭訪問、個別懇談の実施期間及び職員研修日においては通常の支援時間より短くなる日があります。
保護者学習会	保護者への療育に関する情報の提供及びお互いに学びあう機会として実施します。
★学園バスの運行	学園バスを運行し、通園を支援します。
協力医療機関	学園の利用児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、独立行政法人国立病院機構長良医療センター（協定を締結しています）に連絡を取り、これに対して迅速に適切な対応をとります。

○ 上記の支援を利用児が在籍するクラスを基本とした活動及び日課の中でとりくみます。

- 支援の方法として、親子通園と単独通園を併行して行います。親子通園は、子どもの姿を職員と共にとらえ、一緒に取り組み、理解していくことを通して、子育てを援助していくことをねらいとしています。それぞれの回数は、在籍期間によって変わります。

(2) 週1日コースの児童発達支援

種 類	内 容
サービス内容	(1)のうち、★以外は、同様です。
サービス提供日	月曜日（主に3歳児から5歳児）木曜日（主に1歳児から3歳児） 学園休園日は、翌日に実施します。
保護者との連絡	参加日の午後に保護者と懇談を行い、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもの関わり方等に関して相談援助を行います。欠席連絡等はコドモンを使用します。
健 診	登園日で希望された場合は、受診していただきます。

7 利用料金（1月当たり）

(1) 利用料金の算定

区分	利 用 料
法定代理受領を利用した際の使用料	児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額※1※2から同法第21条の5の7第11項の規定により市町村から支払いのある額（恵光学園が代理受領します）を差し引いた額とします。
食 費	食事提供加算 該当 II 260円（1日当たり） 食事提供加算 非該当 300円（1日当たり） 以上の金額×喫食日数
保護者が希望する特別なサービスに要する費用	実 費

※1 当該費用の額が現に指定障害児通所支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児通所支援に要した費用

※2 欠席時対応加算、家族支援加算、子育てサポート加算、食事提供加算、利用者負担上限額管理加算、福祉専門職員配置等加算、児童指導員等加配加算、栄養士配置加算、専門的支援体制・実施加算、強度行動障害児支援加算、個別サポート加算、関係機関連携加算、保育・教育等移行支援加算を含みます。

(2) 利用料金の支払い方法

支払い単位	月々の利用日数及び食事の喫食日数に応じ月単位で請求します。
請 求	翌月17日までに、保護者に納入通知書を送付いたします。
支払い期日	納入通知書により記載された納入期限までにお支払いください。
領 収 書	お支払い後の領収証書を保管してください。

8 苦情申し立て先

当センター ご利用相談窓口	・苦情受付担当者 尾野 正和 ・相談時間 8:30～17:15（土、日、祝日、年末年始を除く） ・電話番号 (058) 232-4551 ・ FAX (058) 296-0107 ・担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。 ・苦情受付箱を設置しておりますのでご利用ください。 ・必要に応じて第三者委員の助言・立ち合いを求めることができます。
岐阜市役所 障がい福祉課	・所在地 岐阜市司町40番地1 ・電話番号 (058) 265-4141 （土、日、祝日、年末年始を除く）
岐阜県運営適正化 委員会	・所在地 岐阜市下奈良2-2-1 県福祉農業会館6階 ・電話番号 (058) 278-5136 （土、日、祝日、年末年始を除く） ・FAX (058) 278-5137

9 秘密保持等及び情報の提供等

学園では、関係法令に基づいて、利用児の記録や業務上知り得た情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料は、利用者の負担となります。）保存期間は学園利用終了日から5年間です。

10 事故発生時の対応

学園は、利用児に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに岐阜市及び当該児の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに岐阜市の加入する損害賠償保険にて対応します。

11 虐待防止の措置

学園は、利用児や利用者支援をきめ細かく行うことにより、虐待の未然防止と発生時の迅速な対応を行います。虐待が疑われる場合は、関係機関との連携のもと迅速な対応を図り、再発防止に取り組みます。

12 緊急時の対応

非常時への対応	別途定める「岐阜市立恵光学園消防計画」により、対応します。			
平常時への対応	別途定める「岐阜市立恵光学園消防計画」にのっとり、年12回避難訓練を学園支援時間の中で利用児及び保護者の方も参加して実施します。			
防災設備	・自動火災報知器 ・非常通報装置 ・非常電源	あり あり あり	・誘導灯 ・ガス漏れ報知器	あり あり
	カーテンは、防災性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	消防署への届出日 防火責任者	令和7年4月1日 尾野 正和		

13 当センターをご利用の際に留意いただく事項

設備、器具の使用	居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品等の管理	貴重品は、極力持ち込まないようにしてください。持ち込まれた場合は、各自の責任で管理していただきます。
疾病に関する事項	伝染性の疾病になった場合は、医師の許可が出てから利用を再開してください。
駐車場	学園指定の駐車場を利用してください。学園周辺での路上駐車は絶対にしないでください。
その他	ここに掲載されていること以外についても、多くの方が利用される施設ですので、相手への思いやりの気持ちを持って利用されるようにお願いします。

本書面に基づいて上記重要事項の説明をし、また説明を受け、確認しました。

令和	年	月	日	
児	童	氏	名	
保	護	者	氏	名
		住	所	
事	業	所	所在地	岐阜市長良東3丁目9番地
		名	称	岐阜市立恵光学園
		園	長	安原 善光
		説明者	補職名 氏名	
事	業	者	所在地	岐阜市司町40番地1
		名	称	岐阜市
		代表者	岐阜市長	柴橋 正直